

第 6 期岩手町障がい福祉計画及び  
第 2 期岩手町障がい児福祉計画

令和 3 年 3 月  
岩 手 町



# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の性格 .....	2
(1) 根拠法令と計画の性格 .....	2
(2) 他の計画との関係 .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	4
(1) 岩手町障害者福祉計画策定委員会 .....	4
(2) 行政内部の連携体制 .....	4
(3) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施 .....	4
5 基本理念 .....	5
(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 .....	5
(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施 .....	5
(3) 地域生活や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 .....	5
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組 .....	5
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援 .....	6
(6) 障がい福祉人材の確保 .....	6
(7) 障がい者の社会参加を支える取組 .....	6
<b>第2章 障がい者等の現状</b> .....	<b>7</b>
1 人口動態等 .....	7
(1) 人口の推移 .....	7
(2) 人口構成 .....	8
(3) 世帯の推移 .....	9
2 障がい者数等 .....	10
(1) 障害者手帳所持者数 .....	10
(2) 身体障害者手帳所持者数 .....	11
(3) 療育手帳所持者数 .....	12
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数 .....	12
(5) 難病患者数 .....	13
3 アンケート調査結果 .....	14
(1) アンケート調査結果より .....	14

<b>第3章 成果目標</b> .....	<b>23</b>
1 福祉施設入所者の地域生活への移行の促進 .....	23
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	24
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 .....	24
4 福祉施設から一般就労への移行等 .....	25
5 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	27
6 相談支援体制の充実・強化等 .....	28
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	29
<b>第4章 サービス等の種類</b> .....	<b>31</b>
1 指定障がい福祉サービス等の見込量 .....	31
(1) 自立支援給付 .....	31
(2) 障がい児通所支援等 .....	38
(3) 発達障がい者に対する支援 .....	42
(4) 自立支援医療及び補装具 .....	43
(5) 地域生活支援事業 .....	44
2 その他の障がい福祉サービス等 .....	50
(1) 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業 .....	50
(2) 在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業 .....	50
(3) 難聴児補聴器購入助成事業 .....	50
(4) 福祉タクシー事業 .....	50
(5) 岩手町障がい福祉ガイドブックの交付 .....	50
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>51</b>
1 関係機関及び地域との連携 .....	51
2 計画の点検評価 .....	52
<b>資料編</b> .....	<b>53</b>
1 岩手町障害者福祉計画策定委員会要綱 .....	53
2 岩手町障害者福祉計画策定委員名簿 .....	54
3 障がい福祉サービス事業所等 .....	55
4 障害者総合支援法の対象疾病一覧 .....	59



第1章  
計画の概要



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

平成18年度に障害者自立支援法が施行されました。これにあわせ、平成18年度から平成20年度を計画期間とした第1期の障害福祉計画を策定しました。その後、平成25年4月に障害者総合支援法に法律の題名を変更して施行されました。

「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が平成28年6月に一部改正され、この改正では、障がいのある児童へのサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害福祉計画」に加えて「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられ、新たなサービスとして「自立生活援助」、「就労定着支援」の追加、「医療的ケアを要する障害児への支援体制の整備」などの内容が示されました。

今回、令和2年5月に、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき厚生労働大臣が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）の一部を改正する告示が示されました。

本計画の上位計画である岩手町第3次岩手町障がい者福祉計画の趣旨を踏まえ策定した、令和2年度までの第5期岩手町障がい福祉計画及び第1期岩手町障がい児福祉計画が終了することから、令和5年度までの各年度における障がい福祉サービス・障がい児通所支援及び相談支援並びに地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量及びその確保のための方策等を定め、第6期岩手町障がい福祉計画及び第2期岩手町障がい児福祉計画を策定します。

## 2 計画の性格

---

### (1) 根拠法令と計画の性格

本計画は「岩手町障がい福祉計画」、「岩手町障がい児福祉計画」から構成されます。

「岩手町障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく市町村障がい福祉計画として、令和 5 年度までの目標及び障がい福祉サービス等の見込量について定めるものです。

「岩手町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障がい児福祉計画として、令和 5 年度までの、障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、本町における町政運営の基本方針である「岩手町総合計画」の分野別計画として、障がい者福祉の視点から施策を推進する計画として位置づけています。

また、本計画は上位計画である「岩手町地域福祉計画」、関連計画である「岩手町高齢者福祉計画」、「盛岡北部介護保険事業計画」、「岩手町子ども・子育て支援事業計画」等及び国・県の関連計画と整合性と調和を図り策定しました。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、国及び県の障がい者施策の状況変化や社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

#### ◆計画の期間

平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
岩手町総合発展計画			岩手町総合計画					
第3次岩手町障がい者福祉計画						第4次岩手町障がい者福祉計画		
第5期岩手町障がい福祉計画及び 第1期岩手町障がい児福祉計画			本計画					
		見直し	第6期岩手町障がい福祉計画及び 第2期岩手町障がい児福祉計画					
						見直し	第7期岩手町障がい福祉計画及び 第3期岩手町障がい児福祉計画	

## 4 計画の策定体制

### (1) 岩手町障害者福祉計画策定委員会

本計画の策定に当たっては、「岩手町障害者福祉計画策定委員会」において、検討協議して計画案を策定しました。

### (2) 行政内部の連携体制

本計画の策定は、障がい者福祉に係わる健康福祉課を主管課とし、庁内関係課の各担当部門と連携を図り、検討・調整を行いました。

### (3) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定は、障がい者の意見等が十分に反映されることが望まれることから、障がい者の現状、意見や要望、障がいのない方の障がいや障がい福祉についての考えなどを把握するためにアンケート調査を行い、広く意見等を聴取し、計画づくりに反映させています。

#### ◆障がい福祉に関するアンケート調査の実施概要

調査の種類	障がい者対象
調査対象	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者
抽出方法	手帳所持者から抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和2年8月～9月
回収結果	配布数：800件 回収数：500件（回収率：62.5%） 有効回答数：493件（有効回答率：61.6%）

## 5 基本理念

国の基本的な指針に基づき、以下の7点を計画の基本理念とします。

### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の推進を図ります。

### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者等が必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう支援します。また、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等及び障がい児に対し、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。

### (3) 地域生活や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援などの課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら障がい者等の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

また、精神病床からの地域移行を進めるにあたっては、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できるインクルーシブな社会の実現に向けて精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に推進します。

## **(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援**

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援できるようにするとともに障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。


## **(6) 障がい福祉人材の確保**

障がい福祉に関連する人材確保の取組は、行政と事業者等の関係者が一体となって、取り組むべき課題であることから、行政、社協、社会福祉法人、福祉施設等組織の各種職能団体をはじめとする幅広い関係者による「協議会」を設置し、継続的な情報共有を図り、人材確保を推進します。

## **(7) 障がい者の社会参加を支える取組**

障がいのある人が、そのニーズに応じたサービスを自ら主体的に選択し、利用しながら、地域で安心して自立した生活を営めるよう、グループホーム等住まいの場の確保、日中活動の場等の確保、社会参加を支援します。

社会参加に関しては、障がいのある人の体力増強と残存能力の向上等を図るとともに、障がいのある人に対する町民の理解と関心を深めるため、引き続き、身体的、精神的障がいのある人のスポーツ大会等への参加を支援します。

A yellow oval with a slight gradient and a drop shadow, centered on a white background. It contains the text for the second chapter.

## 第2章

### 障がい者等の現状



## 第2章 障がい者等の現状

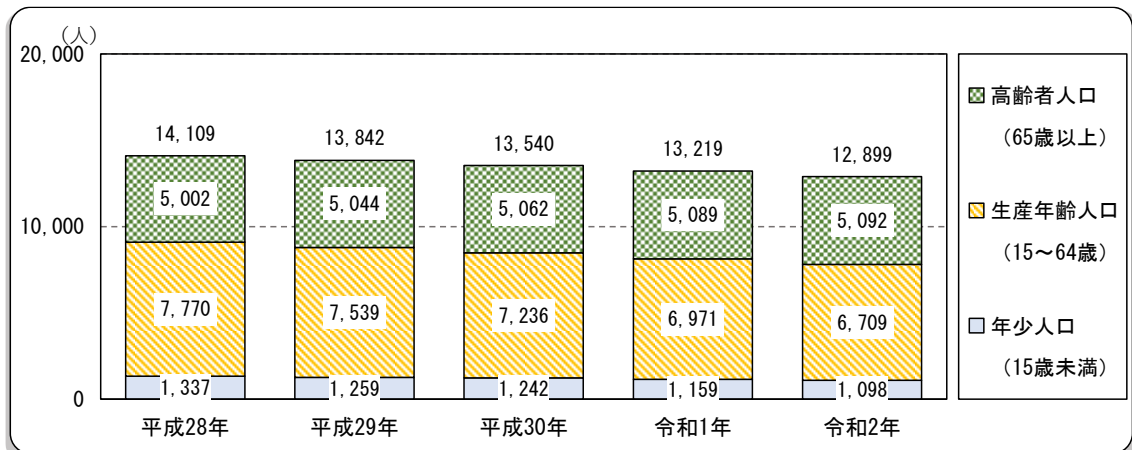
### 1 人口動態等

#### (1) 人口の推移

本町の人口は、近年減少傾向で推移し、令和2年では、12,899人となっています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口が増加傾向にあることから、少子高齢化の進展がみられます。

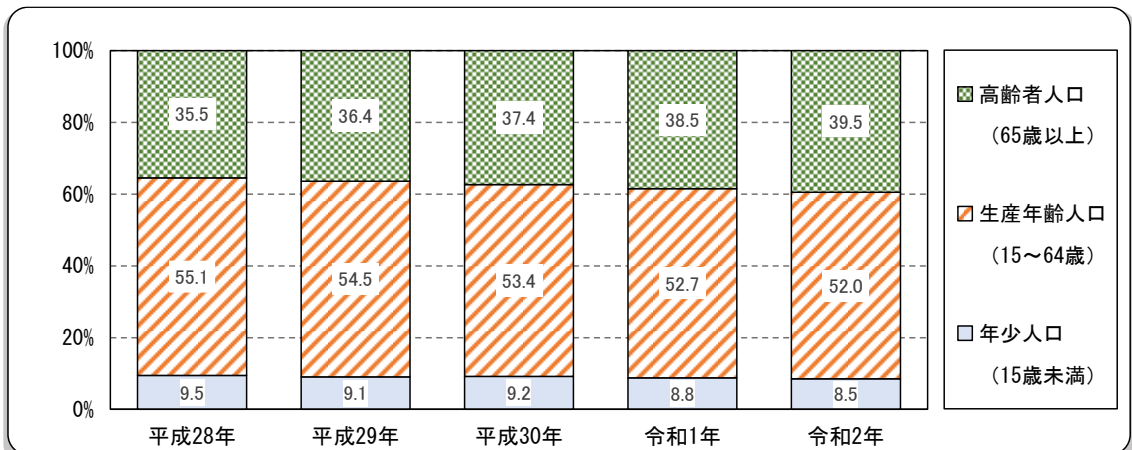
また、年齢3区分別人口割合では、15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合の減少と65歳以上の高齢者人口割合の増加が見られ、令和2年では、年少人口割合8.5%、生産年齢人口割合52.0%、高齢者人口割合39.5%となっています。

■ 年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■ 年齢3区分別人口割合



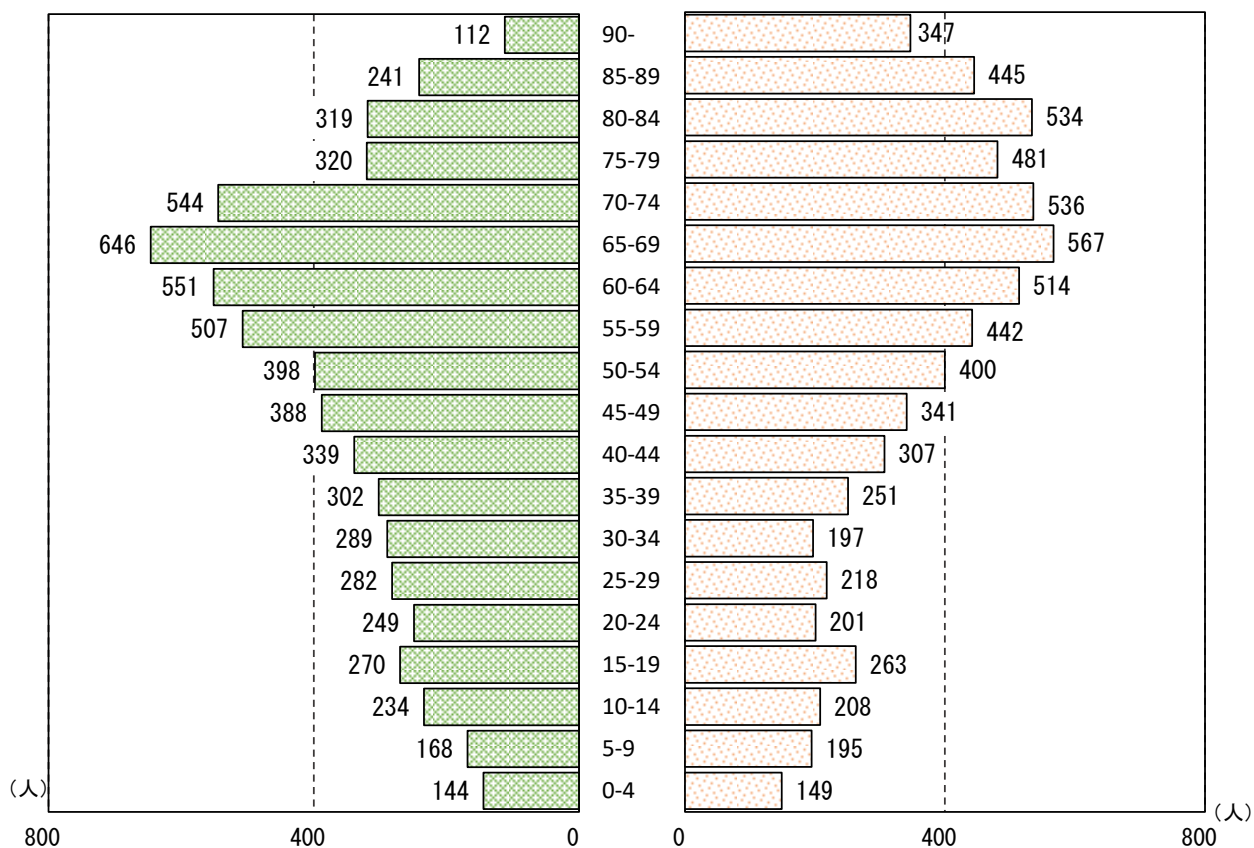
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 人口構成

令和2年の人口ピラミッドをみると、男性、女性いずれも65歳から69歳人口構成が最も多く、次いで男性では60歳から64歳、女性では70歳から74歳となっており、依然として今後も高齢者数が増加していくことが予想されます。

また、男女とも年少人口が少なく、少子高齢化の進展が予想される人口構成となっています。

◆人口ピラミッド（令和2年10月1日現在）



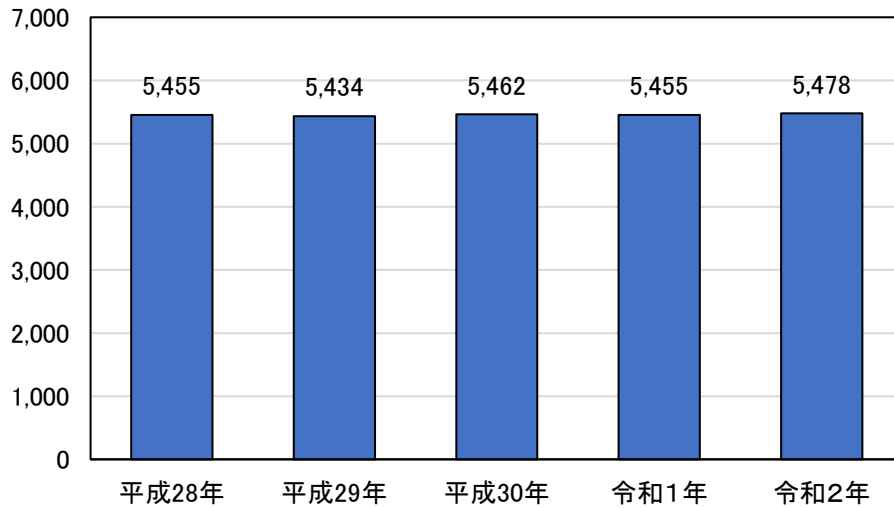
資料：住民基本台帳



### (3) 世帯の推移

一般世帯数は、平成29年以降、微増傾向で推移しています。  
令和2年10月1日現在で5,478世帯となっています。

#### ■世帯数



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

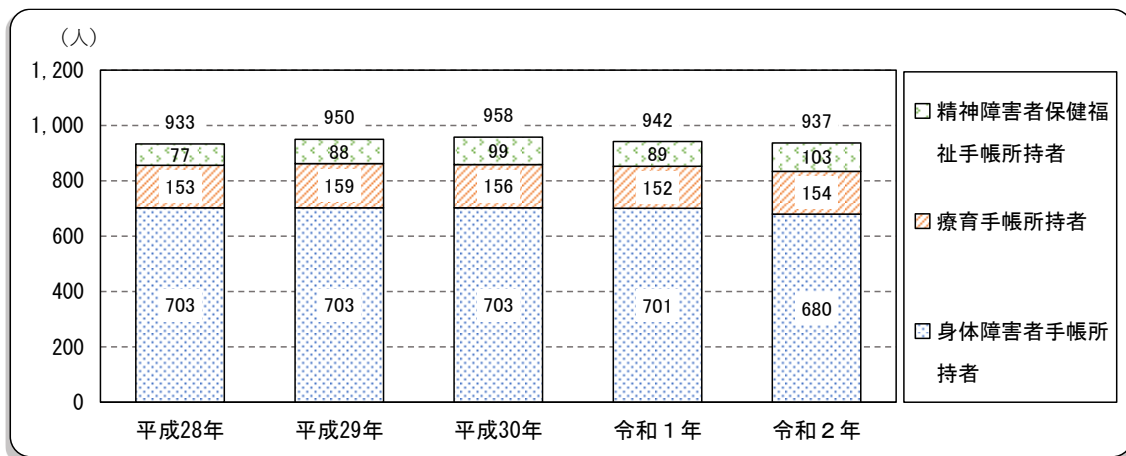
## 2 障がい者数等

### (1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者をみると、平成28年から平成30年まで増加傾向で推移し、令和1年以降は減少傾向で推移し、令和2年は937人となっています。

障がい別では、精神障害者保健福祉手帳所持者は微増、療育手帳所持者は横ばい傾向で推移していますが、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移しています。

#### ◆障害者手帳所持者数



資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者数

令和2年における身体障害者手帳所持者数は、1級の重度障がい者が239人と全体の3.5割を占めています。また、障がい種別では、肢体不自由が最も多く、367人となっています。

### ■等級別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

等級	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
1級	242	244	247	248	239
2級	138	137	129	125	118
3級	95	98	106	108	107
4級	129	128	129	134	134
5級	51	49	45	43	42
6級	48	47	47	43	40
計	703	703	703	701	680

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

### ■障がい種別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

障がい名	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
視覚・視野障害	52	50	48	48	43
聴覚・平衡障害	56	56	56	48	45
音声・言語・咀嚼障害	7	8	8	9	9
肢体不自由	418	406	391	388	367
内部障害	170	183	200	208	216
計	703	703	703	701	680

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

### (3) 療育手帳所持者数

令和2年における療育手帳所持者数は、A（重度）が67人、B（中軽度）が87人となっています。

#### ■療育手帳所持者数

(単位：人)

年齢層	程度区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
18歳未満	A（重度）	2	2	2	2	3
	B（中軽度）	15	17	18	16	13
	計	17	19	20	18	16
18歳以上	A（重度）	65	67	67	63	64
	B（中軽度）	71	73	69	71	74
	計	136	140	136	134	138
計	A（重度）	67	69	69	65	67
	B（中軽度）	86	90	87	87	87
	計	153	159	156	152	154

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和2年における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1級が31人、2級が58人、3級が14人となっています。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

等級	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
1級	27	32	37	31	31
2級	36	41	46	47	58
3級	14	15	16	11	14
計	77	88	99	89	103

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

## (5) 難病患者数

原因が不明で治療法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が定める疾病（361 疾病）を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

令和 1 年度末の特定疾患医療受給者数は 110 人、小児慢性特定疾患医療受給者数は、10 人となっています。

### 3 アンケート調査結果

#### (1) アンケート調査結果より

##### ①障害者手帳の所持状況

回答者の障害者手帳の所持状況については、全体では「身体障害者手帳1級」が117人で最も多く、以下、「身体障害者手帳2級」が65人、「身体障害者手帳4級」が62人、「身体障害者手帳3級」が51人、「療育手帳B」が49人などと続いています。

■手帳別年齢クロス【複数回答】

(単位:人)

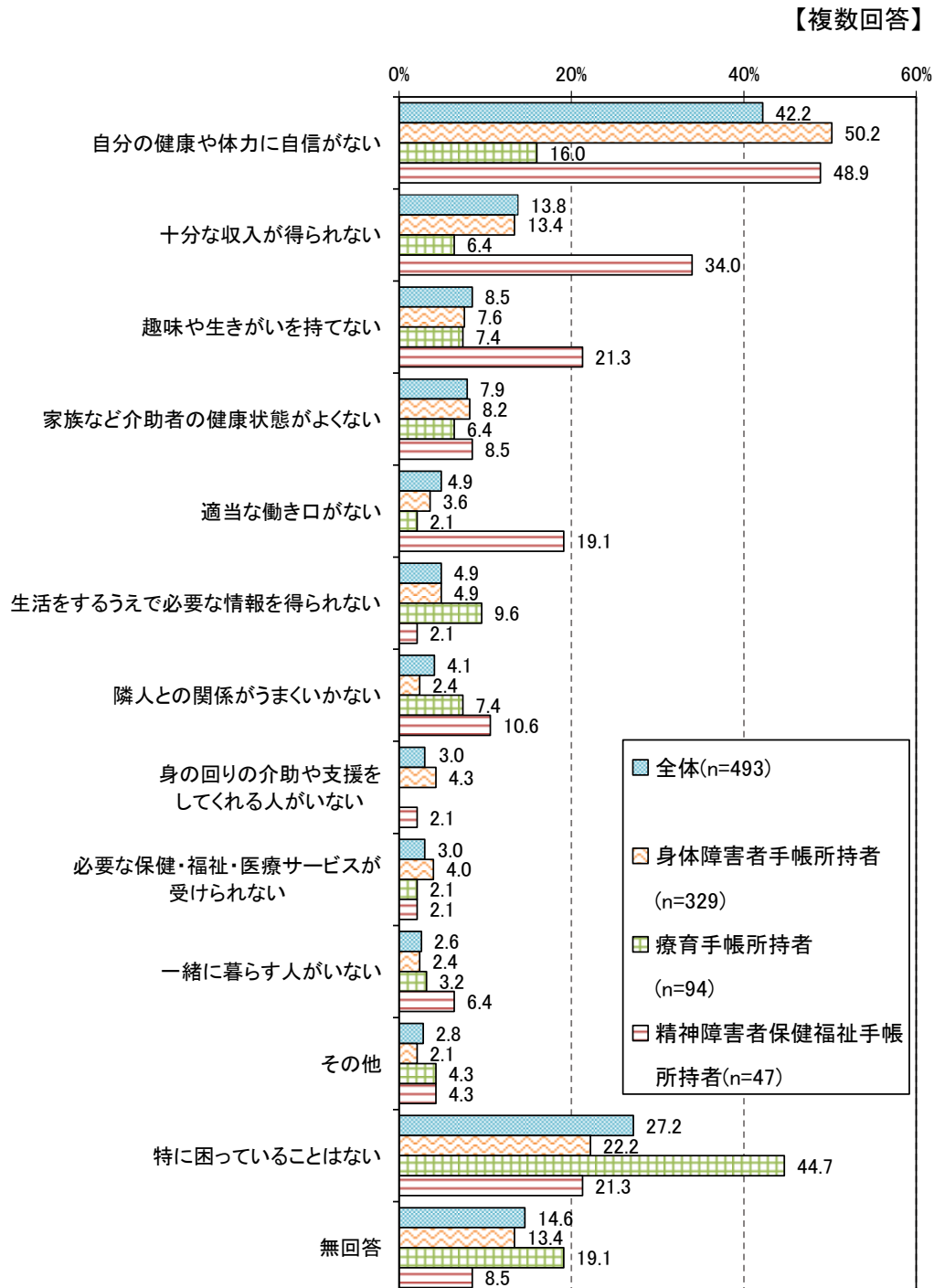
	合計	10歳未満	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	無回答
全体	493	2	16	25	25	44	67	80	88	125	21
身体障害者手帳1級	117	-	-	1	2	7	11	19	31	43	3
身体障害者手帳2級	65	-	-	-	2	4	8	7	19	23	2
身体障害者手帳3級	51	-	3	2	1	2	7	12	9	10	5
身体障害者手帳4級	62	-	1	-	-	1	9	13	15	21	2
身体障害者手帳5級	20	-	-	-	-	-	4	5	2	9	-
身体障害者手帳6級	14	-	-	-	-	-	3	1	3	6	1
療育手帳A	45	-	2	5	6	9	9	8	3	-	3
療育手帳B	49	1	8	9	9	6	9	6	-	-	1
精神障害者保健福祉手帳1級	12	-	-	2	2	3	3	1	1	-	-
精神障害者保健福祉手帳2級	28	-	1	5	6	7	5	3	-	-	1
精神障害者保健福祉手帳3級	7	-	2	2	-	1	-	2	-	-	-
無回答	41	1	2	2	-	7	3	5	5	13	3

②ふだんの暮らしで困っていること

ふだんの暮らしで困っていることは、全体では「自分の健康や体力に自信がない」が42.2%で最も多く、以下、「十分な収入が得られない」が13.8%、「趣味や生きがいを持ってない」が8.5%、「家族など介助者の健康状態がよくない」が7.9%などと続いています。

また、「特に困っていることはない」という回答も27.2%もありました。

障がい別にみると、すべての手帳所持者で「自分の健康や体力に自信がない」が最も多くなっています。

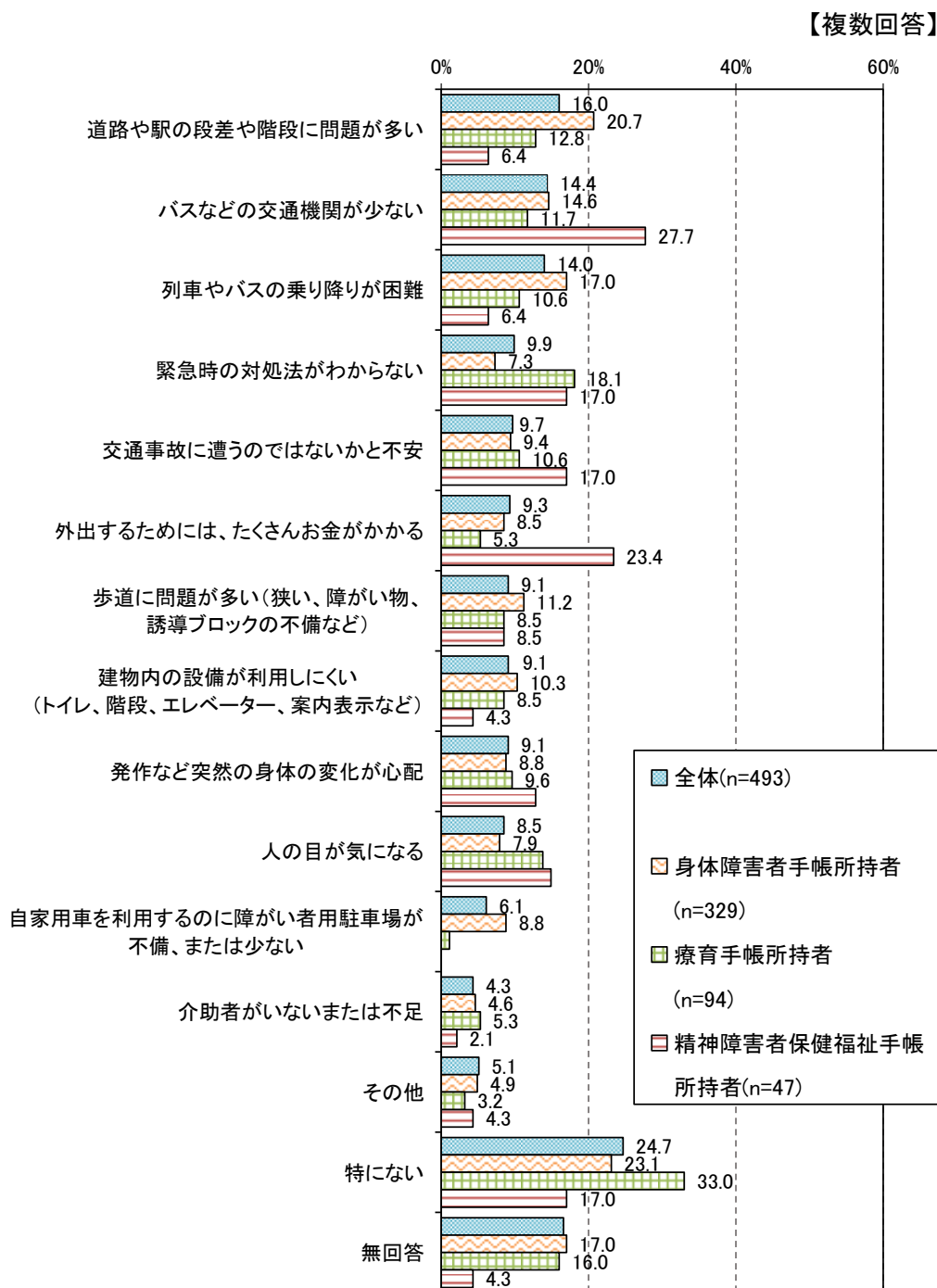


③外出の際に困ることや不便に感じること

外出の際に不便に感じたり、困ることを尋ねたところ、全体では「道路や駅の段差や階段に問題が多い」が16.0%で最も多く、以下、「バスなどの交通機関が少ない」が14.4%、「列車やバスの乗り降りが困難」が14.0%、「緊急時の対処法がわからない」が9.9%などと続いています。

また、24.7%は「特にない」と回答しています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では「道路や駅の段差や階段に問題が多い」、療育手帳所持者では「緊急時の対処法がわからない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「バスなどの交通機関が少ない」が最も多くなっています。

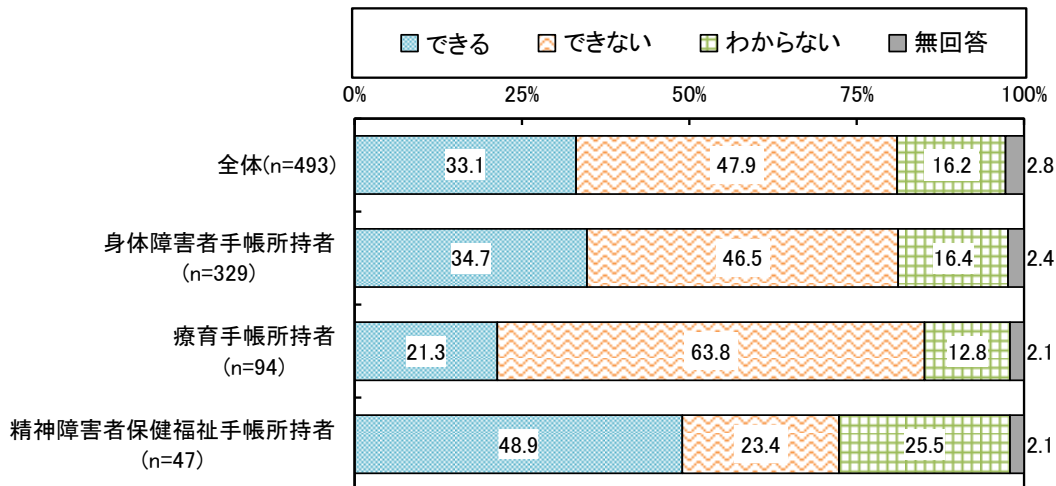




## ④災害時の避難

災害時に一人で避難できるかでは、全体では33.1%が「できる」、47.9%が「できない」と回答しています。

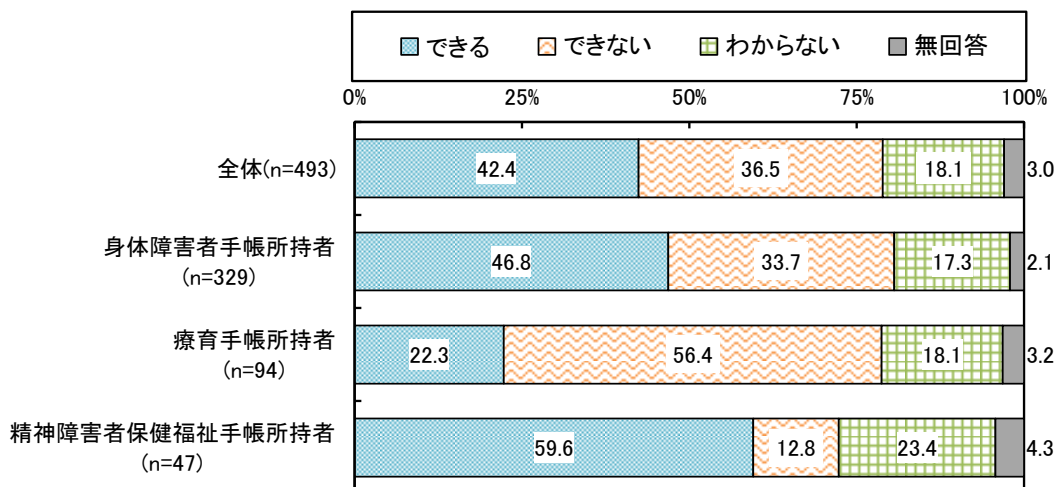
障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では46.5%、療育手帳所持者では63.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者では23.4%が「できない」と回答しています。



## ⑤緊急時の周囲への連絡

災害時等の緊急時に、周囲の人へ知らせることができるかでは、全体では42.4%が「できる」、36.5%が「できない」と回答しています。

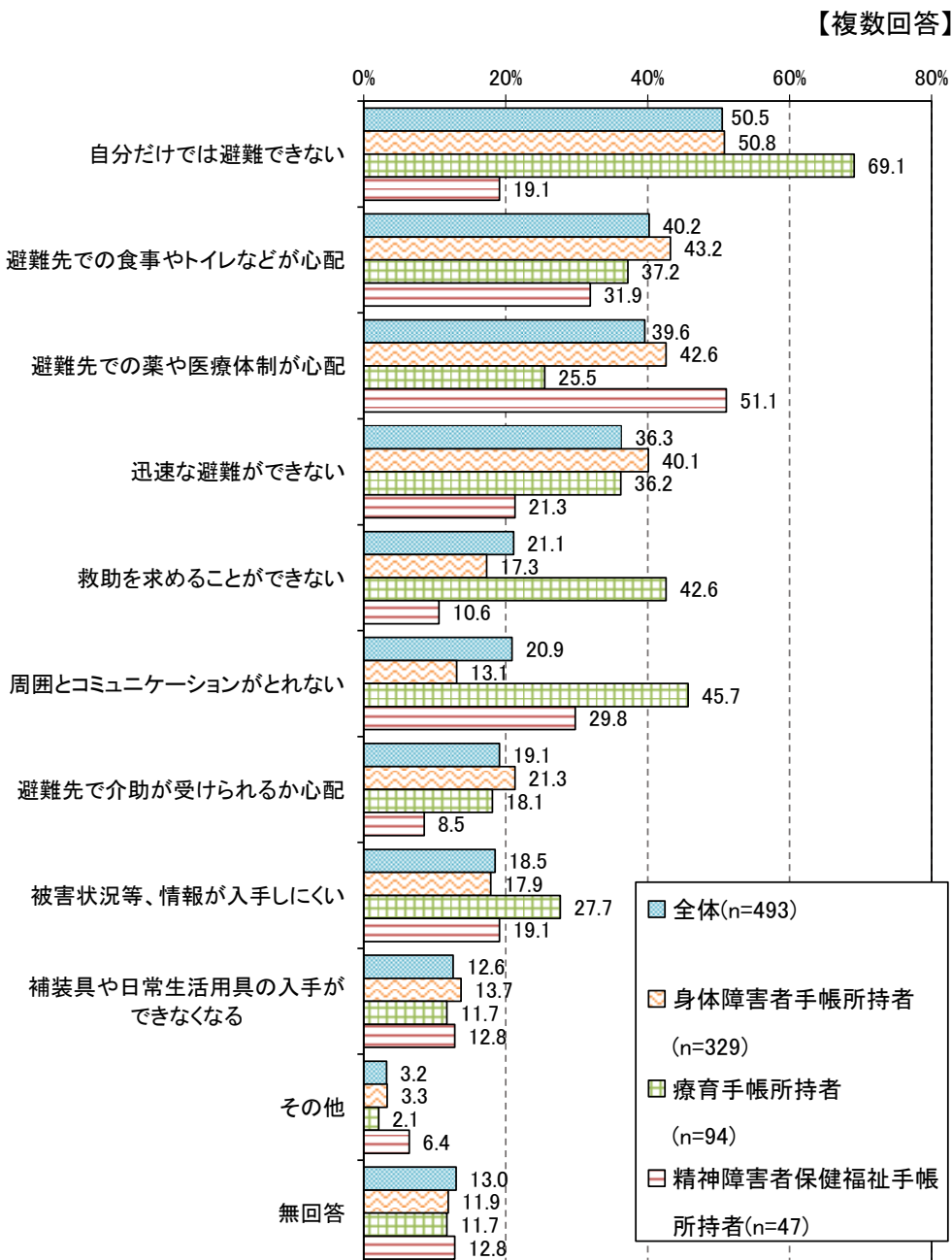
障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では33.7%、療育手帳所持者では56.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者では12.8%が「できない」と回答しています。



⑥災害時の不安

災害時の不安なことは、全体では「自分だけでは避難できない」が50.5%で最も多く、以下、「避難先での食事やトイレなどが心配」が40.2%、「避難先での薬や医療体制が心配」が39.6%、「迅速な避難ができない」が36.3%、「救助を求めることができない」が21.1%などと続いています。

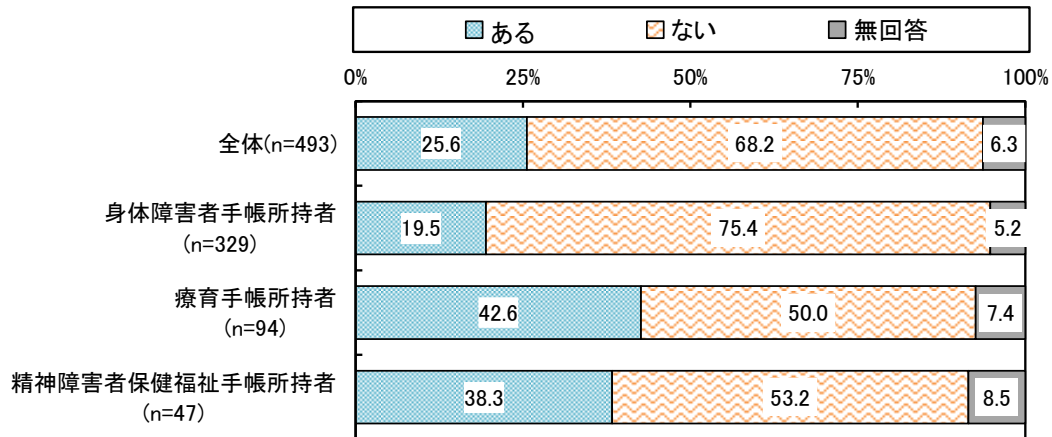
障がい別にみると、身体障害者手帳所持者では「自分だけでは避難できない」、「避難先での食事やトイレなどが心配」、「避難先での薬や医療体制が心配」、療育手帳所持者では「自分だけでは避難できない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」、「救助を求めることができない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「避難先での薬や医療体制が心配」、「避難先での食事やトイレなどが心配」などが多くなっています。



## ⑦現在の就労状況

年金や手当以外に、就労による定期的な収入があるかでは、25.6%が「ある」、68.2%が「ない」と回答しています。

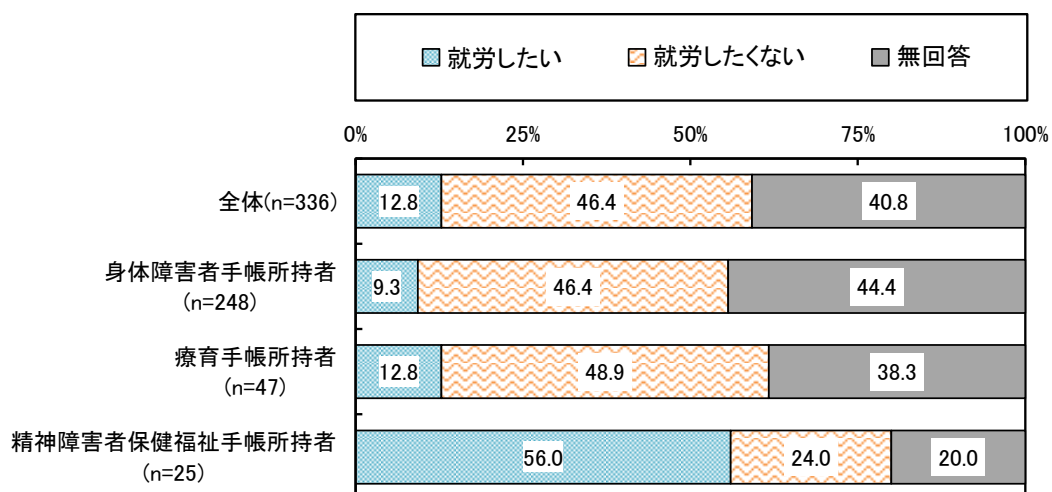
障がい別にみると、療育手帳所持者の42.6%が「ある」と回答しており、最も多くなっています。



## ⑧今後の仕事について

給料など定期的な収入が「ない」と回答した方に、今後就労したいか尋ねてみると、全体では「就労したい」が12.8%、「就労したくない」が46.4%となっています。

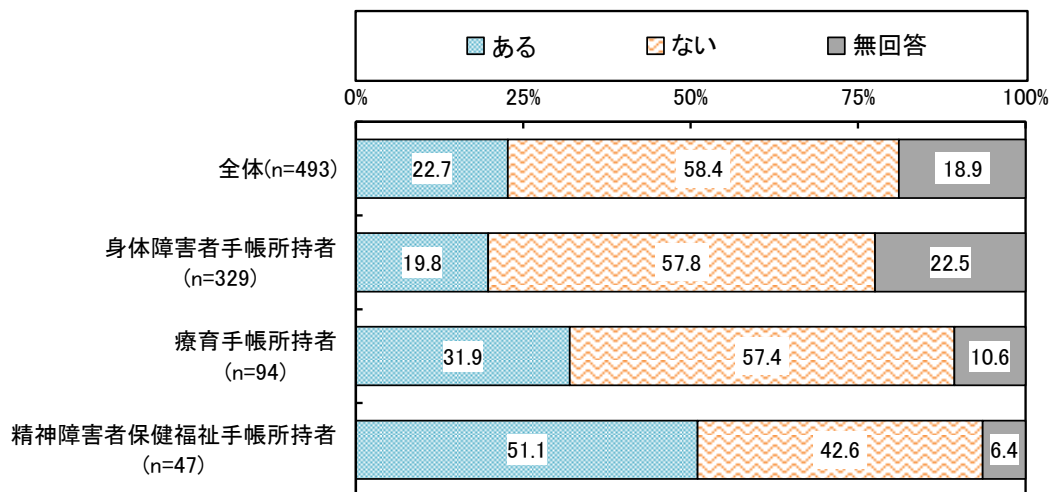
障がい別にみると、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者は「就労したくない」が多く、一方、精神障害者保健福祉手帳所持者は「就労したい」が多くなっています。



⑨日常生活での差別や偏見について

日常生活において差別や偏見を感じたことがあるかでは、全体では「ある」が22.7%、「ない」が58.4%となっています。

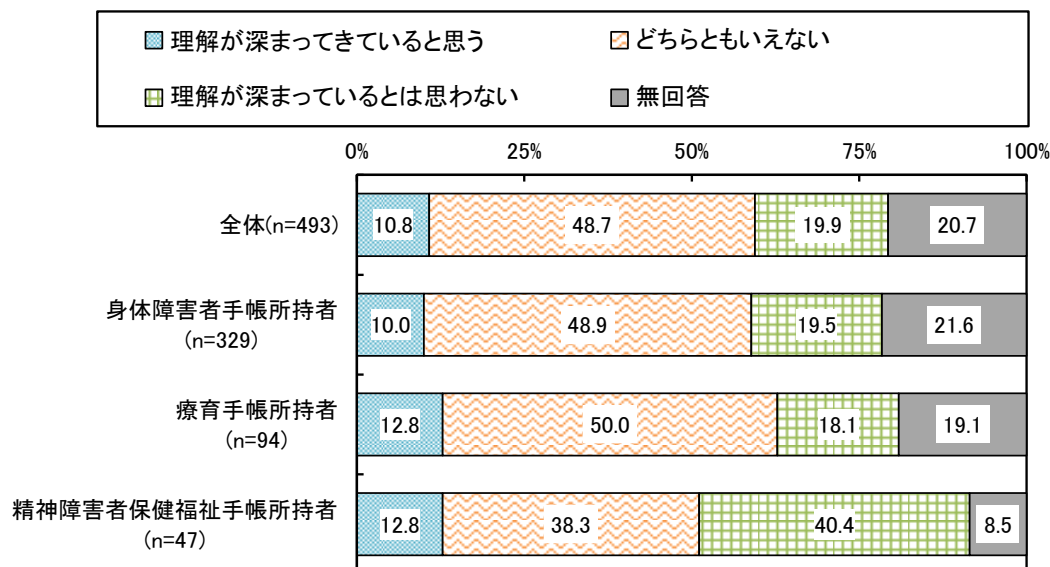
障がい別に「ある」についてみると、身体障害者手帳所持者は19.8%、療育手帳所持者では31.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者では51.1%となり、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が最も多くなっています。



⑩障がい者の社会参加に対する健常者の理解

障がい者の社会参加について、健常者の理解が深まってきていると思うかでは、全体では「どちらともいえない」が48.7%で最も多く、以下、「理解が深まっているとは思わない」が19.9%、「理解が深まってきていると思う」が10.8%と続いています。

障がい別に「理解が深まってきていると思う」の回答割合をみると、身体障害者手帳所持者が10.0%、療育手帳所持者が12.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者が12.8%と身体障害者手帳所持者の回答が比較的低い割合となっています。



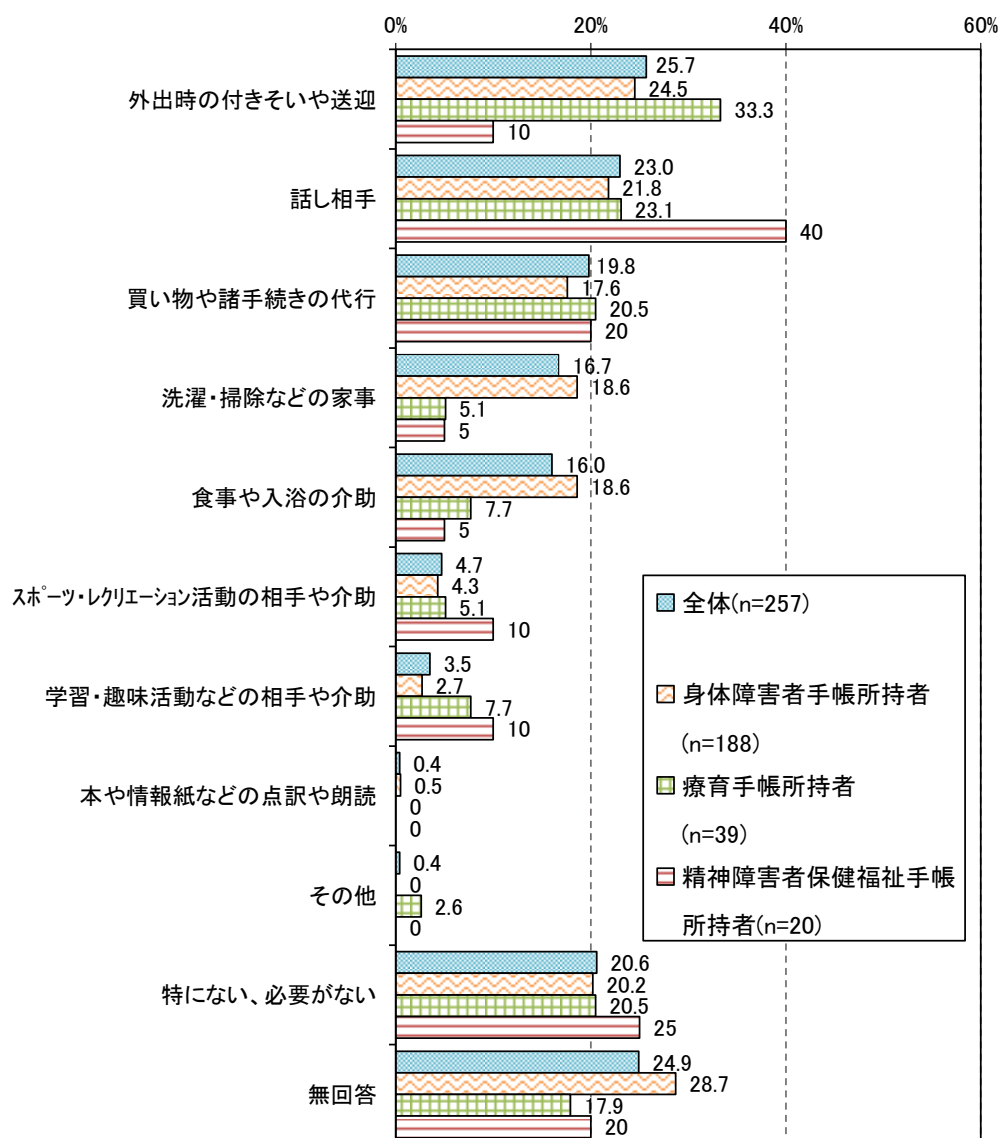
⑪ 日常の介助の中で望む支援

介助の中で他の人に代わってもらえると助かることを尋ねたところ、全体では「外出時の付きそいや送迎」が25.7%で最も多く、以下、「話し相手」が23.0%、「買い物や諸手続きの代行」が19.8%、「洗濯・掃除などの家事」が16.7%などと続いています。

また、20.6%は「特にない、必要がない」と回答しています。

障がい別にみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者では「外出時の付きそいや送迎」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「話し相手」が最も多い回答となっています。

【複数回答】







第3章  
成果目標





## 第3章 成果目標

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行の促進

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

#### 第6期計画の成果目標の設定

##### 【国の目標値】

- ※ 福祉施設入所者の地域生活移行：令和1年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活に移行
- ※ 福祉施設入所者数の削減：令和1年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減

項目		第6期 目標値	考 え 方
令和1年度末時点 の入所者	A	31	令和1年度末時点の入所者数
目標年度入所者数	B	30	令和5年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数	C	2	令和1年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
		6.5%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み数【率】		1	令和1年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)
		3.2%	削減割合 (A-B/A)

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する保健・医療・福祉関係者による協議の場を町単独、または圏域内の設置を目指します。国が定める基本指針に基づく令和5年度における目標は県が設定します。

### 第6期計画の成果目標の設定

#### 【国の目標値】

- ※ 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 : 316日以上
- ※ 精神科病院入院後3か月時点の退院率 : 69%以上
- ※ 精神科病院入院後6か月時点の退院率 : 86%以上
- ※ 精神科病院入院後1年時点の退院率 : 92%以上

第6期成果目標 (県全体の目標値)	退院後1年以内の地域における平均生活日数	入院後3か月時点の退院率	入院後6か月時点の退院率	入院後1年時点の退院率
	316日	69%	86%	92%

## 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

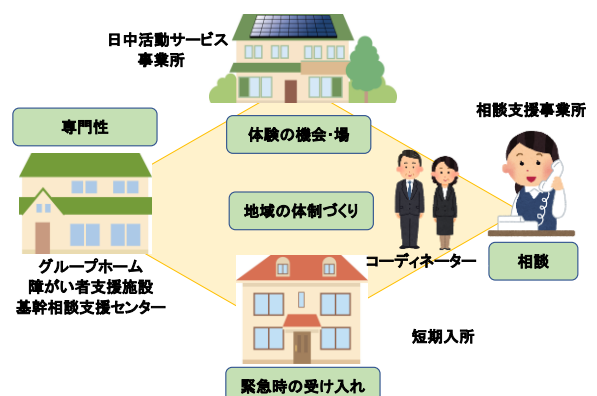
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を提供するための地域生活支援拠点等の整備（相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）について、国が定める基本指針に基づき令和5年度における目標を設定します。

### 第6期計画の成果目標の設定

#### 【国の目標値】

各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する

第6期成果目標	地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、町単独又は圏域内での確保を検討します。
---------	--



## ①地域生活支援拠点等

項目	数値	備考
【目標値】 令和5年度末時点の地域生活支援 拠点等	1	圏域内1拠点

## ②運用状況の検証及び検討

項目	数値	備考
【目標値】 令和5年度末検証及び検討回数	2	

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行等については、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

#### 第6期計画の成果目標の設定

##### 【国の目標値】

- ※ 就労移行支援等を通じた一般就労への移行：令和1年度末の実績から1.27倍以上
- ※ 就労移行支援にかかる一般就労への移行：令和1年度末の実績から1.3倍以上
- ※ 就労継続支援A型にかかる一般就労への移行：令和1年度末の実績から1.26倍以上
- ※ 就労継続支援B型にかかる一般就労への移行：令和1年度末の実績から1.23倍以上
- ※ 一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業利用率：70%以上
- ※ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が80%以上の事業所の割合：70%以上

## ①就労移行支援等を通じた一般就労への移行

項目	数値	備考
令和1年度の年間移行者数	1	令和1年度の移行実績
【目標値】 令和5年度の年間移行者数	2	令和1年度の1.27倍以上

②就労移行支援にかかる一般就労への移行者数

項目	数値	備考
令和1年度の年間移行者数	1	令和1年度の移行実績
【目標値】 令和5年度の年間移行者数	2	令和1年度の1.3倍以上

③就労継続支援A型にかかる一般就労への移行者数

項目	数値	備考
令和1年度の年間移行者数	0	令和1年度の移行実績
【目標値】 令和5年度の年間移行者数	0	令和1年度の1.26倍以上

④就労継続支援B型にかかる一般就労への移行者数

項目	数値	備考
令和1年度の年間移行者数	0	令和1年度の移行実績
【目標値】 令和5年度の年間移行者数	0	令和1年度の1.23倍以上

⑤就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者割合

項目	数値	備考
【目標値】 令和5年度利用率	100%	令和5年度の一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業利用率

⑥就労定着率80%以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	備考
【目標値】 令和5年度就労定着支援事業所の割合	0%	令和5年度の就労定着支援事業所のうち就労定着率80%以上の事業所の割合が全体の70%以上

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

### 第6期計画の成果目標の設定

【国の目標値】	
※ 児童発達支援センターの整備	：令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置
※ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	：令和5年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
※ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	：令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上確保
※ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備及び医療的ケア児等に関するコーディネーター配置	：令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置、1人以上配置

### 【目標】

項目	令和5年度までの目標	備考
【目標値①】 児童発達支援センターの設置	1カ所 (圏域)	令和5年度末までに整備する児童発達支援センターの箇所数
【目標値②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1カ所 (町単独)	令和5年度末までに整備する保育所等訪問支援を実施する事業所の箇所数
【目標値③】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	1カ所 (圏域)	令和5年度末までに整備する主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の箇所数
【目標値④】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	1カ所 (圏域)	令和5年度末までに整備する主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の箇所数
【目標値⑤】 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	1カ所 (町単独)	医療的ケア児支援のための協議の場の設置数
【目標値⑥】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名 (町単独)	令和5年度末までに配置する医療的ケア児等コーディネーターの配置数

## 6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等については、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

### 第6期計画の成果目標の設定

#### 【国の目標値】

※ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

国の指針による考え方では、相談支援体制の充実・強化を推進するため、令和5年度末までに、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととしています。

これを実施するにあたり、基幹相談支援センターを中心に、さまざまな障がいの種別やニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者との連携関係を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

#### 【目 標】

項 目	令和5年度 までの目標	備 考
【目標値】 総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保	1カ所 (圏域)	令和5年度末までに整備する障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の確保

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、国が定める基本指針に基づき令和5年度における目標を設定します。

### 第6期計画の成果目標の設定

#### 【国の目標値】


※ 令和5年度末までに、県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

国の指針による考え方では、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービスを提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。

そのため、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修へ職員が参加することで得た知識を基に、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、サービス事業者との情報共有に取り組みます。







第4章  
サービス等の種類



## 第4章 サービス等の種類

### 1 指定障がい福祉サービス等の見込量

#### (1) 自立支援給付

##### ①訪問系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事など生活全般にわたる援助を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障がい者と家族のため、障がい者専門ホームヘルパーを養成・確保し、サービス提供の時間帯の拡大など、需要に対応したサービスに努めます。
2	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に、居宅介護並びに外出時における移動の介護を総合的に提供します。	重度の肢体不自由者の障がい特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
3	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出する際に必要な援助を行います。	視覚障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
4	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより常時介護を要する障がい者等に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行います。	知的障がい又は精神障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
5	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるものに、通所による各種サービスを包括的に提供します。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障がい者が各種サービスを包括的に受けられるよう、通所施設の確保と充実に努めます。

【サービス実績及び見込量】（1ヵ月）

名称	区分	単位	実績			見込		
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	計画	時間	612	702	807	445	472	500
	実績		494	521	431			
同行援護 重度障害者等 包括支援	計画	人	41	47	54	30	31	32
	実績		30	28	30			

## ②日中活動系サービス

## 【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間に障がい者支援施設等において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他生活能力向上のために必要な援助を行います。	質の高い介護と日中活動の場を提供するため、事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。
2	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を有する障がい者に、理学療法や作業療法及びリハビリテーション等を行います。	入所施設の退所者や病院の退院者、養護学校等の卒業者等に、身体機能の維持や回復のための支援を行ない、地域生活ができるよう努めます。
3	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がい者を有する障がい者に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。	入所施設の退所者や病院の退院者、養護学校等の卒業者等に、生活能力の維持や向上のための支援を行ない、地域生活ができるよう努めます。
4	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に、生産活動、職場体験等の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のために必要な支援を行います。	一般企業への就労を希望する障がい者に、適正にあった職場探しや就労後の職場定着の支援を行ないます。また、サービスの質と取り組みの評価を行うことで、適切なサービス提供ができるよう努めます。
5	就労継続支援 (A型)	①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用結びつかなかった人。 ②特別支援学校の卒業後、就職活動を行ったが企業等の雇用結びつかなかった人。 ③就労経験があるが、現に雇用関係がない人。 65歳未満で上記の①～③に該当する人に、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います。	一般企業での就労が困難な障がい者に、受入れ企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行ないます。また、サービスの質と取り組みの評価を行うことで、適切なサービス提供ができるよう努めます。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
6	就労継続支援 (B型)	<p>①就労経験があるが、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人。</p> <p>②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人。</p> <p>③①、②に該当しないが、50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者。</p> <p>④①～③に該当しないが、地域に一般就労、就労移行支援事業所、A型事業所が少なく利用することが困難と市町村が判断した人。</p> <p>上記①～④に該当する人に、生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います。</p>	<p>一般企業での就労が困難な障がい者に、就労体験企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行いません。また、必要に応じてサービスの質と取り組みの評価を行うことで、適切なサービス提供ができるよう努めます。</p>
7	就労定着支援	<p>就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。</p>	<p>サービス内容と提供事業者の周知に努め、サービスを必要とする対象者に対し、適切なサービス提供ができるよう努めます。</p>
8	療養介護	<p>医療を要する障がい者であって常時介護を要するものに、主として昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。</p>	<p>質の高い機能訓練や日常生活の支援を行なうため、事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。</p>
9	短期入所 (福祉型)	<p>施設への短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行います。</p>	<p>介護保険事業との連携・調整を図り、緊急ケースにも対応できるよう、入所施設の確保と充実に努めます。</p>
10	短期入所 (医療型)		

## 【サービス実績及び見込量】（1ヵ月）

名称	区分	単位	実績			見込		
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	計画	日	1,196	1,244	1,294	1,358	1,379	1,399
	実績		1,293	1,340	1,388			
	計画	人	67	72	78	67	68	69
	実績		68	69	66			
自立訓練 （機能訓練）	計画	日	0	0	0	5	8	15
	実績		8	11	3			
	計画	人	0	0	0	1	1	1
	実績		1	1	1			
自立訓練 （生活訓練）	計画	日	82	94	106	15	28	45
	実績		45	22	14			
	計画	人	7	8	9	2	3	4
	実績		2	2	2			
就労移行支援	計画	日	78	78	88	38	38	57
	実績		19	17	38			
	計画	人	8	8	9	2	2	3
	実績		2	3	2			
就労継続支援 （A型）	計画	日	174	192	210	197	205	211
	実績		177	200	189			
	計画	人	10	11	12	10	11	12
	実績		10	10	9			
就労継続支援 （B型）	計画	日	1,074	1,122	1,171	1,090	1,110	1,130
	実績		1,099	1,083	1,086			
	計画	人	66	69	72	69	70	71
	実績		64	67	68			
就労定着支援	計画	人	1	1	1	3	3	3
	実績		3	3	2			
療養介護	計画	人	6	6	6	7	7	7
	実績		6	7	7			
短期入所 （福祉型）	計画	日	86	92	98	28	40	52
	実績		41	28	14			
	計画	人	15	16	17	17	18	19
	実績		13	17	17			
短期入所 （医療型）	計画	日	-	-	-	-	-	-
	実績		-	-	-			
	計画	人	-	-	-	-	-	-
	実績		-	-	-			

### ③居住系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	サービス内容と提供事業者の周知に努め、サービスを必要とする対象者に対し、適切なサービス提供ができるよう努めます。
2	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に、主として夜間において日常生活の援助を行います。	地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図ります。また、事業者と連携を図り居住施設の確保に努めます。
3	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、広域で調整しながら、障がい者の要望に対応できるよう、施設の整備を促進します。また、事業者と連携を図り居住施設の確保に努めます。
4	地域生活支援 拠点等 (新規)	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制を整備します。	地域生活支援拠点等を確保するとともに、運営状況の検証及び検討を実施し、適切なサービス提供ができるよう努めます。

【サービス実績及び見込量】(1ヵ月)

名称	区分	単位	実績			見込		
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画	人	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
共同生活援助 (グループホーム)	計画	人	42	43	44	47	48	49
	実績		42	45	46			
施設入所支援	計画	人	28	28	27	30	31	30
	実績		32	33	31			
地域生活支援 拠点等	計画	カ所	—	—	—	—	—	1
	実績		—	—	—			
	計画	回	—	—	—	—	—	2
	実績		—	—	—			



## ④相談支援サービス

## 【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。	全ての利用者の計画が作成できるよう、必要に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。
2	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	地域移行が円滑に進むよう病院と連携を図り、居住施設の確保とともに、必要に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。
3	地域定着支援	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。	障がい者が地域で安心して生活できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

## 【サービス実績及び見込量】（1ヵ月）

名称	区分	単位	実績			見込		
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画	人	13	14	15	15	16	17
	実績		11	11	14			
地域移行支援	計画	人	0	0	0	1	2	3
	実績		0	0	0			
地域定着支援	計画	人	0	0	0	1	2	3
	実績		0	0	0			

## (2) 障がい児通所支援等

### ①障がい児通所支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	児童発達支援	身近な地域で支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。	未就学児の検診時や保育所、幼稚園等の関係機関との連携を強化し、早期療育の充実を図ります。
2	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい（肢体不自由）のある児童に対し、医療機関の設備を有した医療型児童発達支援センターや指定医療機関で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。	当該児童の障がいに応じた専門的な支援が提供されるよう県立療育センター等の関係機関と連携を図りながら質の向上に努めます。
3	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するため、サービス提供事業所の確保に努めます。
4	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用の促進を図ります。	保育所等通所児童を対象に、支援の必要な児童の早期発見と関係者の共通意識を図り、障がいのある子どもが集団生活になじめるように専門的な助言を受けられる体制の確保に努めます。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
5	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。	サービス内容と提供事業者の周知に努め、サービスを必要とする対象者に対し、適切なサービス提供ができるよう努めます。

## 【サービス実績及び見込量】

名称	区分	単位	実績			見込		
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画	日	20	20	20	20	20	20
	実績		0	0	20			
	計画	人	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	1			
医療型児童発達支援	計画	日	-	-	-	0	0	0
	実績		0	0	0			
	計画	人	-	-	-	0	0	0
	実績		0	0	0			
放課後等デイサービス	計画	日	873	945	1,017	624	728	832
	実績		533	550	416			
	計画	人	12	13	14	6	7	8
	実績		5	5	4			
保育所等訪問支援	計画	日	2	2	2	2	2	2
	実績		0	0	0			
	計画	人	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
居宅訪問型児童発達支援	計画	日	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
	計画	人	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			

## ②障がい児入所支援

### 【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。	関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
2	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。	関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。

### 【サービス実績及び見込量】

名称	区分	単位	実績			見込		
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障害児入所施設	計画	人	-	-	-	0	0	0
	実績		-	-	-			
医療型障害児入所施設	計画	人	-	-	-	0	0	0
	実績		-	-	-			

## ③障がい児相談支援

### 【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	障害児相談支援	障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向などを踏まえて「サービス等利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「サービス等利用計画」の作成を行います。	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用にあたり、ケアマネジメントを図ることによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用する障がい児に対し、サービス等利用計画を作成します。

【サービス実績及び見込量】

名称	区分	単位	実績			見込		
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	計画	人	11	12	13	6	7	8
	実績		6	6	5			

④医療的ケアを要する障がい児に対する支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを要する障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。	医療的ケア児のニーズ等を把握して、盛岡広域圏または近隣市町村と連携を図り、必要な人材の確保を図ります。

【サービス実績及び見込量】

名称	区分	単位	実績			見込		
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	計画	人	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			

### (3) 発達障がい者に対する支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	ペアレントトレーニングやプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (新規)	育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムの受講者数。	サービス内容の周知に努め、サービスを必要とする対象者が、利用しやすい環境づくりのため支援体制の確保に努めます。
2	ペアレントメンターの人数 (新規)	発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する支援を受けた方が同じような子どもを持つ親に対して、専門家とは違う共感的な支援を行いながら、地域資源についての情報を提供したり、経験談を話したりする人。	サービス内容の周知に努め、サービスを必要とする対象者が、利用しやすい環境づくりのため支援体制の確保に努めます。
3	ピアサポートの活動への参加人数 (新規)	病気経験者が闘病中の人への不安に寄り添うなど、同じ立場の者同士が悩みや不安を共有し、互いに支え合う活動。	サービス内容の周知に努め、サービスを必要とする対象者が、利用しやすい環境づくりのため支援体制の確保に努めます。

【サービス実績及び見込量】

名称	区分	単位	実績			見込		
			平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントプログラム等受講者数	計画	人	—	—	—	0	1	1
	実績		—	—	—			
ペアレントメンターの人数	計画	人	—	—	—	0	0	1
	実績		—	—	—			
ピアサポートの活動への参加人数	計画	人	—	—	—	0	1	1
	実績		—	—	—			

## (4) 自立支援医療及び補装具

### ① 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

自立支援医療は、障がい者等につき、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療と定義されています。

制度の周知と、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

### ② 補装具費支給

補装具とは、障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるものなどで、義肢、装具、車いすなどのことをいいます。

補装具費（購入費、修理費）の支給は、障がい者または障がい児の保護者からの申請に基づき市町村が行います。利用者は原則1割負担ですが、平成22年4月以降は非課税世帯（※）および生活保護受給世帯の場合、費用負担はありません。

制度の周知と、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

#### (※) 世帯の範囲について

障がい者の場合は、当該障がい者及び配偶者を同一世帯とみなします。

障がい児（18歳未満。ただし施設に入所している場合は20歳未満）の場合は、保護者も世帯員に含みます。

### (5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に規定される町が実施主体となる事業で、必ず実施しなければならない必須事業と、町の判断で地域特性を考慮して柔軟に実施できる事業から構成されています。

必須事業は、①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業の10項目です。

また、町の裁量で実施する任意事業は、⑪日中一時支援事業 ⑫身体障害者自動車改造費助成事業 ⑬訪問入浴サービス事業の3項目ですが、利用者のニーズ等を踏まえ、今後、サービス提供体制を整備し、事業内容の充実を検討していきます。



## 【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。	障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報やパンフレット、ホームページをはじめあらゆる機会をとらえ、障がい者関連の情報提供の充実を図ります。
2	自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障がい者やその家族が行う交流活動や地域住民の方などの団体が自発的に行う障がい者のためのボランティア活動について支援します。
3	相談支援事業	障がい者やその介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助などを行います。	平成26年4月、相談支援事業所「ひこうせん」を開設し、専門の相談員が各種相談やサービスの利用の相談を行っています。その他、盛岡広域圏の社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団（身体障がい者担当）、社会福祉法人千晶会（知的障がい者担当）、社会福祉法人新生会（知的障がい者担当）、特定非営利活動法人いわてソーシャルサポートセンター（精神障がい担当）に業務委託をして相談支援業務を実施します。また、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（契約担当者 中山の園）には、岩手町地域活動支援センター事業と合わせて相談支援事業の業務委託をしています。なお、障がい者の地域生活や就学等の諸問題の解決には、こうした相談支援が不可欠であることから、関係機関が連携し、さらには障がい児の相談支援体制についても確保・拡充を図り、サービス提供体制の充実に努めます。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
4	成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度利用が困難であると認められる人に、費用助成を行います。	知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護のため、審判請求を行うとともに審判請求に係る費用の負担、選任された成年後見人等の報酬について助成金を交付します。
5	成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。	現在、実施予定はありませんが、必要に応じて検討していきます。
6	意思疎通支援 事業	障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者を派遣するなどして意思疎通の円滑化を図ります。	聴覚障がい者等の社会生活上の利便を図るため、専門機関と連携し手話通訳等の派遣を行います。
7	日常生活用具 給付事業	重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。	法定給付の補装具費給付と同じく所得による利用者負担の軽減措置がある負担額を設定し、必要な日常生活用具の給付をします。
8	手話奉仕員養 成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。	現在、実施予定はありませんが、必要に応じて検討していきます。
9	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。	車いす等の移動手段を支援できる社会福祉法人等に業務を委託し、移動支援体制を整備するとともに、サービス提供体制の充実に努めます。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
10	地域活動支援センター機能強化事業	<p>障がい者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。基礎的事業に加え、事業の強化を図るためセンターには3つのタイプがあります。</p> <p>I型：基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化、ボランティアの育成、障がいの理解促進等の事業を行います。</p> <p>II型：基礎的事業に加え、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを提供します。</p> <p>III型：基礎的事業を実施する小規模作業所からの移行を想定した事業を行います。</p>	<p>社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（契約担当者 中山の園）に岩手町地域活動支援センター「ひこうせんいわて」の業務委託をしています。また、社会福祉法人いわて育心会、特定非営利活動法人みたけ弥勒クラブ（盛岡市）にセンター事業を業務委託しています。</p> <p>「ひこうせんいわて」は、障がいを持たれた方が、住みなれた地域で生き生きと日々を送ることを目指して「憩いの場」や「日中活動の場」「地域交流の機会」を提供し、自分らしい暮らしづくりへの支援をしています。今後も、事業者と連携を図りサービス提供体制の充実に努めます。</p>
11	日中一時支援事業	<p>障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を確保します。</p>	<p>県立盛岡みたけ支援学校奥中山校児童生徒の放課後の対応や、休日等における障がい者を介護している家族の支援については、日中一時支援事業で対応するよう事業者業務委託をします。</p>
12	身体障害者自動車改造費助成事業	<p>重度身体障がい者自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、または重度身体障がい者を介護する者が介護に使用する自動車を改造または購入する場合、その改造等に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰の促進を図るものです。</p>	<p>重度身体障がい者本人の自動車で本人が運転する自動車を改造、または介護する者が介護に使用する自動車を改造あるいは購入するための費用について、1車輦1回当たり10万円を限度として町が直接助成します。</p>
13	訪問入浴サービス事業	<p>家庭での入浴が困難な重度身体障がい者に対し、簡易浴槽を持ち込み、介護職員、看護師等が入浴サービスを提供します。</p>	<p>訪問入浴サービスを実施できる事業者業務委託し、安定したサービス提供に務めます。</p>

第4章 サービス等の種類

■障がい福祉計画に定める地域生活支援事業の実績（市町村事業）

事業名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(3) 相談支援事業	/		/		/	
① 障害者相談支援事業	5	/	5	/	5	/
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	無		無		無	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	0	/	0	/	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載	/	0	/	1	/	1
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	0	/	0	/	0	/
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載	/		/		/	
① 介護・訓練支援用具	0	/	0	/	1	/
② 自立生活支援用具	2	/	2	/	1	/
③ 在宅療養等支援用具	4	/	0	/	2	/
④ 情報・意思疎通支援用具	5	/	3	/	4	/
⑤ 排泄管理支援用具	265	/	319	/	342	/
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0	/	0	/	2	/
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載	/	0	/	0	/	0
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載	/	17 1,350	/	15 1,346	/	17 705
(10) 地域活動支援センター ※他市町村の地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	2	26	2	27	2	31
	1	2	1	2	1	2
(11) 日中一時支援事業	/	15	/	12	/	13
(12) 自動車改造費助成事業	/	1	/	0	/	1
(13) 訪問入浴サービス事業	/	5	/	5	/	6

（令和2年度は実績見込）

■障がい福祉計画に定める地域生活支援事業の見込(市町村事業)

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	有		有		有	
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	有		有		有	
(3) 相談支援事業	/		/		/	
① 障害者相談支援事業	6	/	6	/	6	/
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	無		無		有	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	無		無		有	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	1	/	1	/	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載	/	1	/	1	/	1
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	0	/	0	/	0	/
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載	/		/		/	
① 介護・訓練支援用具	2		2		2	
② 自立生活支援用具	2		3		3	
③ 在宅療養等支援用具	3		3		3	
④ 情報・意思疎通支援用具	5		5		5	
⑤ 排泄管理支援用具	380		420		460	
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2		2		2	
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	/	0	/	0	/	0
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載	/	17 1,350	/	18 1,500	/	19 1,650
(10) 地域活動支援センター ※他市町村の地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	2	31	2	32	2	33
	1	2	1	2	1	2
(11) 日中一時支援事業	/	13	/	14	/	15
(12) 自動車改造費助成事業	/	2	/	2	/	2
(13) 訪問入浴サービス事業	/	6	/	6	/	6

## 2 その他の障がい福祉サービス等

### (1) 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者の健康維持とその福祉の増進のため、酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成します。

身体障害者手帳1級、2級、3級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級に該当しない方に、1月当たり、1日の吸入時間が12時間までの方は800円、12時間超24時間までの方は1,900円助成します。

### (2) 在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業

在宅の重度障害者と同居して常時その介護に従事している方に対し、1月当たり7,000円の家族介護慰労手当を支給します。

※受給資格者の介護を受ける者が福祉サービスを利用した場合には対象外となります。

### (3) 難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の装用による言葉の獲得やコミュニケーションの向上促進のため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。


### (4) 福祉タクシー事業

町内に住んでいる身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が、町内タクシーを利用する場合に、1枚540円の助成券を1ヶ月あたり4枚、最大48枚を交付します。

※自動車税等の減免を受けている方、施設入所している方などは利用できません。

### (5) 岩手町障がい福祉ガイドブックの交付

障がい者福祉施策や各種支援、助成・手当制度などの情報をまとめた「岩手町障がい福祉ガイドブック」で情報提供を行います。



第5章  
計画の推進





## 第5章 計画の推進

### 1 関係機関及び地域との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉のみならず、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、健康福祉課が中心となる中で、これら町内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。また、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

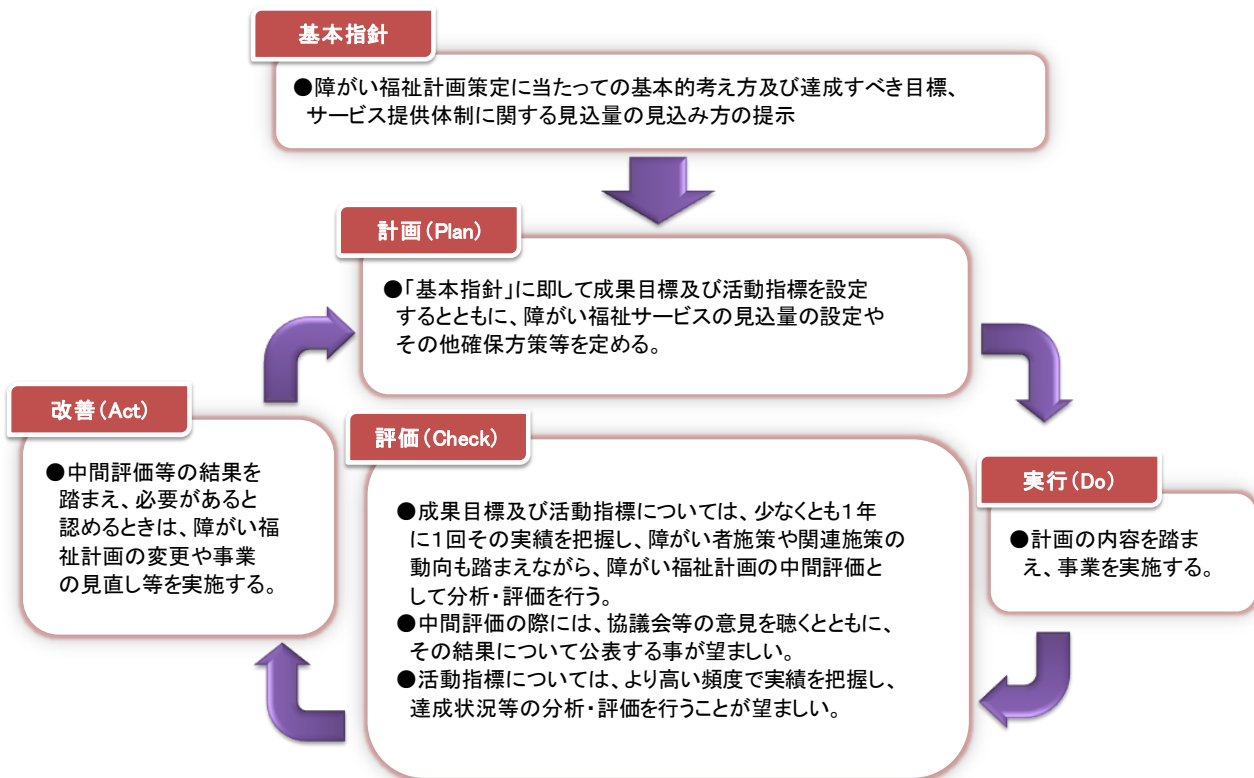
中でも、サービス提供や基盤整備については、サービスを利用する障がい者のニーズを適切に把握し、その意向を反映することはもちろん、障がい及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることも重要です。障がい者及び障がい者団体、社会福祉協議会、サービス提供事業者、医療機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの連携が図られるよう支援していきます。また、近隣市町とも、施設の広域利用などの面について連携を図ることにより十分なサービス提供体制を確保します。

## 2 計画の点検評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

### ■障がい福祉計画におけるPDCAサイクル





資料編



# 資料編

## 1 岩手町障害者福祉計画策定委員会要綱

平成8年12月13日

告示第66号

(設置)

第1 岩手町の障害者福祉計画(以下「計画」という。)の円滑な策定を図るため、岩手町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定の基本的な事項に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の長
- (2) 識見を有する者

(任期)

第4 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

## 2 岩手町障害者福祉計画策定委員名簿

No	区 分	職 名	氏 名	備 考
1	関係団体の長	社会福祉法人岩手町社会福祉協議会 会長	藤 原 徳 明	
2		岩手町民生委員児童委員協議会 会長	佐々木 夏 子	
3		岩手町身体障がい者協議会 会長	久 慈 聖 己	身体障がい関係
4		社会福祉法人いわて育心会 施設長	佐 藤 竜 一	身体・知的障がい関係
5		岩手町手をつなぐ会 会長	瀬 川 正 春	知的障がい関係
6	識見を有する者	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 中山の園 所長	伊 藤 信 一	知的障がい関係
7		社会福祉法人千晶会 主任	杉 村 剛	知的障がい関係
8		特定非営利活動法人いわてソーシャ ルサポートセンターもりおか 所長	武 田 正	精神障がい関係
9		岩手町教育委員会 教育相談員	宇 部 幸 治	児童・生徒関係
10		岩手町健康福祉課 課長	山 口 重 子	保健福祉医療関係

### 3 障がい福祉サービス事業所等

サービス名	事業所名	所在地
就労移行支援	わ〜くす城南	盛岡市
	となんカナン事業所	盛岡市
	障害者支援施設 緑生園	盛岡市
	アイエスエフネットライフ盛岡	盛岡市
	よもや	盛岡市
	就労移行支援事業所ココエール	盛岡市
就労継続支援(A型)	はつらつ農場株式会社	盛岡市
	多機能型事業所ベアー岩手	盛岡市
	ABC	矢巾町
	多機能型事業所きらぼし	一戸町
就労継続支援(B型)	盛岡杉生園	盛岡市
	社会就労センター・ひめかみの風	盛岡市
	指定障害者支援施設 岩手ワークショップ	盛岡市
	ワークサポート蓮華	八幡平市
	働く我らの家	岩手町
	りんりん舎	滝沢市
	奥中山高原 結カフェ	一戸町
	ウイズ	一戸町
	障害福祉サービス事業所「ワークなかやま」	一戸町
ライフステージ三の丸ひまわり	二戸市	
療養介護	独立行政法人国立病院機構花巻病院	花巻市
	独立行政法人国立病院機構岩手病院	一関市
	独立行政法人国立病院機構釜石病院	釜石市
	独立行政法人国立病院機構八戸病院	青森県八戸市
施設入所支援	障害者支援施設 太田の園	盛岡市
	指定障害者支援施設 元気丸	盛岡市
	障害者支援施設 緑生園	盛岡市
	みたけの園	滝沢市
	障がい者支援施設 瑞雲荘	滝沢市
	障がい者支援施設 ルンビニー苑	花巻市

サービス名	事業所名	所在地
施設入所支援	みたけ学園	滝沢市
	障害者支援施設 うぐいすの郷	雫石町
	希望ヶ丘学園	雫石町
	障害者支援施設 新生園	矢巾町
	障害者支援施設 第二新生園	矢巾町
	障害者支援施設 やまゆり(中山の園)	一戸町
	障害者支援施設 りんどう( " )	一戸町
	障害者支援施設 かたくり( " )	一戸町
	障害者支援施設 つつじ( " )	一戸町
	障害者支援施設 こぶし( " )	一戸町
	障がい者支援施設 太陽荘	軽米町
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助(介護サービス包括型)キックオフ	盛岡市
	グループホーム杉の子	盛岡市
	精神障害者グループホーム「なごやかハウス」	盛岡市
	グループホーム三ツ割	盛岡市
	しあわせの郷	盛岡市
	特定非営利活動法人まつぼっくり	八幡平市
	共同生活事業所「八幡平」	八幡平市
	共生型グループホーム白山の里	八幡平市
	共同生活事業所「みたけの園」	滝沢市
	共同生活援助事業所 いこいほーむ	滝沢市
	みやま会共同生活援助事業所	滝沢市
	共同生活援助事業所 新生ホーム	矢巾町
	地域生活支援センターしおん	花巻市
	カナンの園生活支援センター 美空事業所	一戸町
	共同生活事業所「中山の園」	一戸町
ののさわ事業所	一戸町	
共同生活援助事業所「カシオペア」	二戸市	
放課後等デイサービス	放課後デイサービス きらきら星	八幡平市
	多機能型事業所 ゆいまある	一戸町



サービス名	事業所名	所在地
相談支援	指定相談支援事業所 太田の園	盛岡市
	相談支援事業所きく丸	盛岡市
	自立生活センター・盛岡	盛岡市
	サポートルーム風の又三郎	盛岡市
	しいのみホーム	盛岡市
	ソーシャルサポートセンターもりおか	盛岡市
	指定特定相談支援事業所「らぼーる」	盛岡市
	もりおか障害者自立支援プラザ	盛岡市
	緑生園相談支援事業所 スタンドオフ	盛岡市
	相談支援事業所「とも」	盛岡市
	指定特定相談支援事業所サポート玉手箱	盛岡市
	指定特定相談支援事業所岩手ワークショップ	盛岡市
	ふれあい	盛岡市
	よもや	盛岡市
	LYKKE	盛岡市
	相談支援事業所「白ゆり」	八幡平市
	相談支援事業所「ひこうせん」	岩手町
	地域生活支援センター滝沢	滝沢市
	こども発達支援センターのぞみ相談支援事業所	雫石町
	障がい者相談支援事業所「百万石」	矢巾町
	相談支援事業所「中山の園」	一戸町
	指定相談支援事業所「地域生活支援センター・カシオペア」	二戸市
	障害者相談・活動支援センターぴあみなと	青森県八戸市
	障害者相談支援センター クレパス	岩手町
	障害者地域生活支援センターしんせい	矢巾町
	指定相談支援事業所「地域生活支援センターしおん」	花巻市
	仁愛会障がい者相談支援事業所	一関市

サービス名	事業所名	所在地
地域生活支援 (日中一時支援)	太田の園	盛岡市
	夢つむぎ城南	盛岡市
	あすなろ園 地域生活支援センター「ヤッホー」	盛岡市
	障害者支援施設 緑生園	盛岡市
	地域生活支援センター 松の実	八幡平市
	里・つむぎ 八幡平	八幡平市
	障害者支援施設 みたけの園	滝沢市
	奥中山学園	一戸町
	障害者支援施設 りんどう	一戸町
	障害者支援施設 つつじ	一戸町
	障害者支援施設 やまゆり	一戸町
地域生活支援 (移動支援)	特定非営利活動法人ハーツ生活支援	盛岡市
	特定非営利活動法人自立生活支援センター・もりおか ヘルパーステーション・それいゆ	盛岡市
	訪問介護事業所ぱんだ	盛岡市
	社会福祉法人岩手町社会福祉協議会	岩手町
	株式会社JAライフサポート	雫石町
	社会福祉法人カナンの園	一戸町
	結カフェ 居宅介護事業	一戸町
地域生活支援 (訪問入浴サービス)	ツクイ盛岡	盛岡市

## 4 障害者総合支援法の対象疾病一覧

### ◆令和1年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	46	カーニー複合	91	結節性多発動脈炎
2	アイザックス症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	92	血栓性血小板減少性紫斑病
3	IgA腎症	48	潰瘍性大腸炎	93	限局性皮質異形成
4	IgG4関連疾患	49	下垂体前葉機能低下症	94	原発性局所多汗症
5	亜急性硬化性全脳炎	50	家族性地中海熱	95	原発性硬化性胆管炎
6	アジソン病	51	家族性良性慢性天疱瘡	96	原発性高脂血症
7	アッシャー症候群	52	カナバン病	97	原発性側索硬化症
8	アトピー性気管支炎	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	98	原発性胆汁性胆管炎
9	アペール症候群	54	歌舞伎症候群	99	原発性免疫不全症候群
10	アミロイドーシス	55	ガラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症	100	顕微鏡的大腸炎
11	アラジール症候群	56	カルニチン回路異常症	101	顕微鏡的多発血管炎
12	アルポート症候群	57	加齢黄斑変性	102	高IgD症候群
13	アレキサンダー病	58	肝型糖原病	103	好酸球性消化管疾患
14	アンジェルマン症候群	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
15	アントレー・ピクスラー症候群	60	環状20番染色体症候群	105	好酸球性副鼻腔炎
16	イソ吉草酸血症	61	関節リウマチ	106	抗糸球体基底膜腎炎
17	一次性ネフローゼ症候群	62	完全大血管転位症	107	後縦靭帯骨化症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	眼皮膚白皮症	108	甲状腺ホルモン不応症
19	1p36欠失症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症	109	拘束型心筋症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	ギャロウェイ・モフト症候群	110	高チロシン血症1型
21	遺伝性ジストニア	66	急性壊死性脳症	111	高チロシン血症2型
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	急性網膜壊死	112	高チロシン血症3型
23	遺伝性肺炎	68	球脊髄性筋萎縮症	113	後天性赤芽球病
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	急速進行性糸球体腎炎	114	広範脊柱管狭窄症
25	ウィーバー症候群	70	強直性脊椎炎	115	膠様滴状角膜ジストロフィー
26	ウィリアムズ症候群	71	巨細胞性動脈炎	116	抗リン脂質抗体症候群
27	ウィルソン病	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	117	コケイン症候群
28	ウエスト症候群	73	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	118	コステロ症候群
29	ウエルナー症候群	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	119	骨形成不全症
30	ウォルフラム症候群	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	120	骨髄異形成症候群
31	ウルリッヒ病	76	筋萎縮性側索硬化症	121	骨髄線維症
32	HTLV-1関連脊髄症	77	筋型糖原病	122	ゴナドトロピン分泌亢進症
33	ATR-X症候群	78	筋ジストロフィー	123	5p欠失症候群
34	ADH分泌異常症	79	クッシング病	124	コフィン・シリズ症候群
35	エーラス・タンロス症候群	80	クリオピリン関連周期性熱症候群	125	コフィン・ローリー症候群
36	エプスタイン症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	126	混合性結合組織病
37	エプスタイン病	82	クルーゾン症候群	127	鯉耳腎症候群
38	エマヌエル症候群	83	グルコーストランスポーター1欠損症	128	再生不良性貧血
39	遠位型ミオパチー	84	グルタル酸血症1型	129	サイトメガロウィルス角膜炎
40	円錐角膜	85	グルタル酸血症2型	130	再発性多発軟骨炎
41	黄色靭帯骨化症	86	クロウ・深瀬症候群	131	左心低形成症候群
42	黄斑ジストロフィー	87	クローン病	132	サルコイドーシス
43	大田原症候群	88	クローンカイト・カナダ症候群	133	三尖弁閉鎖症
44	オクシピタル・ホーン症候群	89	癲癇重積型（二相性）急性脳症	134	三頭筋欠損症
45	オスラー病	90	結節性硬化症	135	CFC症候群

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
136	シェーグレン症候群	181	全身性エリテマトーデス	226	遅発性内リンパ水腫
137	色素性乾皮症	182	全身性強皮症	227	チャーヅ症候群
138	自己食空胞性ミオパチー	183	先天異常症候群	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
139	自己免疫性肝炎	184	先天性横隔膜ヘルニア	229	中毒性表皮壊死症
140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	185	先天性核上性球麻痺	230	腸管神経節細胞減少症
141	自己免疫性溶血性貧血	186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	231	TSH分泌亢進症
142	四肢形成不全	187	先天性魚鱗癬	232	TNF受容体関連周期性症候群
143	シトステロール血症	188	先天性筋無力症候群	233	低ホスファターゼ症
144	シトリン欠損症	189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	234	天疱瘡
145	紫斑病性腎炎	190	先天性三尖弁狭窄症	235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
146	脂肪萎縮症	191	先天性腎性尿管症	236	特発性拡張型心筋症
147	若年性特発性関節炎	192	先天性赤血球形成異常性貧血	237	特発性間質性肺炎
148	若年性肺気腫	193	先天性僧帽弁狭窄症	238	特発性基底核石灰化症
149	シャルコー・マリー・トゥース病	194	先天性大脳白質形成不全症	239	特発性血小板減少性紫斑病
150	重症筋無力症	195	先天性肺静脈狭窄症	240	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
151	修正大血管転位症	196	先天性風疹症候群	241	特発性後天性全身性無汗症
152	シュベール症候群関連疾患	197	先天性副腎低形成症	242	特発性大腿骨頭壊死症
153	シュフルツ・ヤンバル症候群	198	先天性副腎皮質酵素欠損症	243	特発性多中心性キャスルマン病
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	199	先天性ミオパチー	244	特発性門脈圧亢進症
155	神経細胞移動異常症	200	先天性無痛無汗症	245	特発性両側性感音難聴
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	201	先天性葉酸吸収不全	246	突発性難聴
157	神経線維腫症	202	前頭側頭葉変性症	247	トラバ症候群
158	神経フェリチン症	203	早期ミオクローニ脳症	248	中條・西村症候群
159	神経有棘赤血球症	204	総動脈幹遺残症	249	那須・ハコラ病
160	進行性核上性麻痺	205	総排泄腔遺残	250	軟骨無形成症
161	進行性骨化性線維異形成症	206	総排泄腔外反症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
162	進行性多巣性白質脳症	207	ソトス症候群	252	22q11.2欠失症候群
163	進行性白質脳症	208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	253	乳幼児肝巨大血管腫
164	進行性ミオクローヌステんかん	209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	254	尿素サイクル異常症
165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	210	大脳皮質基底核変性症	255	ヌーナン症候群
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	211	大理石骨病	256	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) /LMX1B関連腎症
167	スタージ・ウェーバー症候群	212	ダウン症候群	257	脳腱黄色腫症
168	ステイ・ヴンス・ジョンソン症候群	213	高安動脈炎	258	脳表へモジデリン沈着症
169	スミス・マギニス症候群	214	多系統萎縮症	259	膿疱性乾癬
170	スモン	215	タナトフォリック骨異形成症	260	嚢胞性線維症
171	脆弱X症候群	216	多発血管炎性肉芽腫症	261	パーキンソン病
172	脆弱X症候群関連疾患	217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	262	パージャー病
173	成人スチル病	218	多発性軟骨性外骨腫症	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
174	成長ホルモン分泌亢進症	219	多発性嚢胞腎	264	肺動脈性肺高血圧症
175	脊髄空洞症	220	多脾症候群	265	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
176	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	221	タンジール病	266	肺胞低換気症候群
177	脊髄髄膜瘤	222	単心室症	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群
178	脊髄性筋萎縮症	223	弾性線維性仮性黄色腫	268	バッド・キアリ症候群
179	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	224	短腸症候群	269	ハンチントン病
180	前眼部形成異常	225	胆道閉鎖症	270	汎発性特発性骨増殖症

番号	疾病名	番号	疾病名
271	PCDH19関連症候群	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
272	非ケトーシス型高グリシン血症	317	ポルフィリン症
273	肥厚性皮膚骨膜炎	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	319	マルファン症候群
275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
276	肥大型心筋症	321	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
277	左肺動脈右肺動脈起始症	322	慢性再発性多発性骨髄炎
278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	323	慢性肝炎
279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
280	ピッカースタッフ脳幹脳炎	325	ミオクロニー欠伸てんかん
281	非典型溶血性尿毒症候群	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
282	非特異性多発性小腸潰瘍症	327	ミトコンドリア病
283	皮膚筋炎/多発性筋炎	328	無虹彩症
284	びまん性汎細気管支炎	329	無脾症候群
285	肥満低換気症候群	330	無βリボタンパク血症
286	表皮水疱症	331	メーブルシロップ尿症
287	ヒルシュブルグ病（全結腸型又は小腸型）	332	メチルグルタコン酸尿症
288	VATER症候群	333	メチルマロン酸血症
289	ファイファー症候群	334	メビウス症候群
290	ファロー四徴症	335	メンケス病
291	ファンコニ貧血	336	網膜色素変性症
292	封入体筋炎	337	もやもや病
293	フェニルケトン尿症	338	モワット・ウイルソン症候群
294	フォンタン術後症候群	339	薬剤性過敏症候群
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	340	ヤング・シンプソン症候群
296	副甲状腺機能低下症	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
297	副腎白質ジストロフィー	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	343	4p欠失症候群
299	ブラウ症候群	344	ライソゾーム病
300	ブラダー・ウィリ症候群	345	ラスマッセン脳炎
301	プリオン病	346	ランゲルハンス細胞組織球症
302	プロピオン酸血症	347	ランドウ・クレフナー症候群
303	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	348	リジン尿性蛋白不耐症
304	閉塞性細気管支炎	349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
305	β-ケトチオラーゼ欠損症	350	両大血管右室起始症
306	パーチェット病	351	リンパ管腫症/ゴーム病
307	バスレムミオパチー	352	リンパ脈管筋腫症
308	ヘパリン起因性血小板減少症	353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
309	ヘモクロマトーシス	354	ルビンシュタイン・テイビ症候群
310	ペリー症候群	355	レーベル遺伝性視神経症
311	ペルーシド角膜辺縁変性症	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
312	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く）	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
313	片側巨脳症	358	レット症候群
314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	359	レノックス・ガストー症候群
315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	360	ロスムンド・トムソン症候群
		361	肋骨異常を伴う先天性側弯症



## 第6期岩手町障がい福祉計画及び 第2期岩手町障がい児福祉計画

---

発行・編集 令和3年3月  
岩手町 健康福祉課  
〒028-4395  
岩手町大字五日市第10地割44番地  
TEL 0195-62-2111 (代)  
FAX 0195-61-1160  
<http://town.iwate.iwate.jp>